

(3) 主要な町道の整備

① 主要な町道の整備推進

地区間を結んでいる町道や、公共施設や国県道へアクセスする町道については、土地利用の動向等を考慮しながら計画的に改良を進めます。

関連施策

(1) 広域幹線道路の整備促進

① 川辺鹿塩ICのフルランプの設置促進

国道41号美濃加茂バイパスの川辺鹿塩ICの利便性を高めるため、フルランプ化を関係機関へ働きかけます。

② 県道の整備促進

県が管理する道路の一部については、狭隘な幅員や歩道が未整備などの問題を抱えています。こういった未改良区間について早期に改良できるよう要望を継続します。

(2) 生活道路の整備

① 生活道路の改良推進

生活道路の改良に向けて、地域との懇談など町民との協働により、地域の実情にあった整備を進めます。

(3) 安全・安心な道路の維持

① 道路の適正な維持管理

官民一体となって道路パトロールを行うなどの日常管理を徹底して行うと共に、安全な通行ができるよう補修等に努めます。

② 橋梁の長寿命化の推進

川辺町橋梁個別施設計画に基づき、橋梁の計画的な点検や修繕を実施します。

③ 計画的な修繕の実施

町道の舗装などの道路施設について、計画的な修繕を実施します。

④ 地域による地区内道路の維持・補修

地域による地区内道路の簡易的な維持・補修を支援します。

◆ 関連する計画

- 社会資本総合整備計画
- 橋梁個別施設計画

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎのあるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮らせるまちづくり	第2章
みんなで学び合うまちづくり	第3章
快適に暮らすことができるまちづくり	第4章
新たな活力をおこすまちづくり	第5章
共に考え行動するまちづくり	第6章
資料編	第4編

第3節 公共交通

施策が目指す将来の川辺町

- 通勤、通学、通院、買い物などが行いやすい公共交通が充実し、日常生活の利便性が確保されています。
- 子どもや高齢者など、自分で車を運転することができない人も便利に移動することができます。

現状と課題

- 本町にとって数少ない公共交通機関であるJR高山本線は、町民の通勤、通学の貴重な交通手段となっていますが、運行本数が少ないなど運行に対する不満が強くなっています。
- 本町としても運行本数の増発など利便性向上の要望を行っていますが、鉄道事業者からは利用者が減少傾向にあるため、一層の利用促進が求められています。
- JR中川辺駅及びJR下麻生駅には自転車駐輪場を設置し、乗降客の利便性の向上を進めてきましたが、町の表玄関として一層の環境整備が求められています。
- 福祉バスは高齢者をはじめ、町民の貴重な交通手段として利用されており、今後も高齢化が進むにつれてその役割は重要となります。町内巡回と美濃加茂市への直行便を運行していますが、利用者のニーズに合わせて運行形態を改善するなど、利便性の高いバス運行を検討することが望まれます。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
JR高山線など公共交通の充実についての満足度(%) *住民意識調査	23.5%	25.3%	33.0%

主要施策

(1) 公共交通の充実

①公共交通の充実

近隣市町や各種事業所と連携しながら、デマンドバスの導入等、効率的な公共交通を検討します。

関連施策

(1) 鉄道の充実

①JR高山本線の利便性向上

通勤・通学利用者等の利便性を向上するため、JR高山本線の運行本数の増加、複線化、

電化などを関係市町村と共に鉄道事業者へ要望していきます。

② 駅周辺の充実

本町の玄関口であるJR中川辺駅及びJR下麻生駅の一層の環境整備や環境美化に努め、利用者の利便性向上を図ります。

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合う まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

第4節 公園・緑地

施策が目指す将来の川辺町

- 子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用でき、水や緑に親しめる憩いやふれあいの場が確保されています。
- 災害時において避難場所として利用することができます。

現状と課題

- 町管理の公園や緑地は、町内外の方に広く親しまれており、今後もより一層安心・安全な利用ができるよう適正管理に努める必要があります。
- 公園等の利用者のマナー向上のため、引き続き利用者に周知する必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
公園緑地についての満足度 (%) * 住民意識調査	45.3%	52.9%	55.2%

主要施策

(1) 公園の整備

①ポケットパークの整備

防災機能と地域の憩いの場を確保するため、町民等の理解と協力を得ながら空き地等を有効に活用してポケットパーク等の整備を推進します。

②大谷公園の再生

利用者数の向上が見込めるよう、大谷公園の再生プランを検討します。

関連施策

(1) 公園・緑地の維持管理等

①適正な維持管理

町民が公園を安全・安心に利用できるよう適正な維持管理に努めます。

②利用者のマナー向上

ペットの糞やゴミの処理など、利用者のマナー向上を促していきます。

③公園の利用促進

町のホームページや広報誌等を通じ、公園施設や四季折々の様子を紹介します。町民との協働事業の開催などにより、利用者に親しまれる公園づくりに努めます。

◆関連する計画

●ポケットパーク構想

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合う まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

第5節 上水道

施策が目指す将来の川辺町

- 安心して飲むことができる水が安定して供給されています。
- 災害時においても飲料水が供給できる体制が整っています。

現状と課題

- 本町の水道事業は、昭和51年から供用を開始し、現在の普及率は概ね100%で町民の生活に欠かせないものとなっています。このため、今後は水質管理の一層の徹底を図ると共に、施設の老朽化に対応した修繕・更新を行うなど、ライフラインとしての水道機能を安定させる必要があります。
- 本町は、地形や区域の広さから都市部と比べて水道水を供給するための経費が高むことにより、水道経営は厳しい状況となっています。今後は、施設の老朽化による修繕・更新などで新たな経費が必要となり、ますます経営が厳しい状況が見込まれるため、適宜適正な料金を検討する必要があります。
- 近年予測される大規模な地震災害や小雨化傾向による濁水への対応の必要性が高まる中、本町も危機管理の強化を図ると共に、岐阜東部広域的水道整備計画に基づき、近隣市町と共に地震時、濁水時にも強い水道の整備を進めていく必要があります。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
有収率(%)	90.7% (H25)	88.6%	91.6%
重要給水施設配水管の耐震化率(%)	0%	34.5%	61.4%
老朽管渠の更新率(%) *耐用年数40年超	0%	2.0%	14.0%

主要施策

(1) 重要給水施設への配水管の整備

①配水管の整備

大地震等に備え、重要給水施設（避難所・給水拠点）への配水管の整備を実施します。

(2) 安全でおいしい水の安定供給

①水質管理の徹底

水質管理の徹底により安全でおいしい水を供給します。

②施設の修繕・更新

施設修繕・更新計画や老朽配水管布設替計画に基づいて事業を実施し、水の安定供給に努めます。

関連施策

(1) 水道事業の健全経営

①漏水の探査・改善

漏水探査を計画的かつ継続的に実施し、漏水の早期発見を行うことにより、受水費（※1）の削減を図るなど、水道事業の健全経営に努めます。

②適正な水道料金の検討

水道事業の経営状況を公表し、町民への理解を得ながら、適正な水道料金を検討します。

(2) 危機管理の強化

①災害時の対応マニュアルの作成

災害時に起こりうる危機事案への対応マニュアルを作成すると共に、民間事業者との連携を強化します。

②災害時における水の安定供給

災害時に備えた水道用水供給事業者（※2）及び近隣受水市町との連携をより一層強化し、災害時における水の安定供給を確保します。

◆関連する計画

- 川辺町水道ビジョン
- 川辺町水道事業基本計画
- 川辺町水道事業経営戦略

※1：受水費

県営水道（岐阜県上水道用水供給事業）から水道水を供給してもらうために係る費用。（県に対する水道料金）

※2：水道用水供給事業者（岐阜県上水道用水供給事業者）

町民の生活に欠かせない水道水を町の水道施設に供給する者（県営水道）。それに対して県営水道から水道水を受ける市町を受水市町（水道事業者）という。

なお、岐阜県上水道用水供給事業は、岐阜県東部地域7市4町に対して供給している。

策定の背景
第1編

基本構想
第2編

後期基本計画
重点プログラム
第3編

後期基本計画
分野別計画
第3編

美しくやすらぎのあるまちづくり
第1章

誰もが安心して暮らせるまちづくり
第2章

みんなで学び合うまちづくり
第3章

快適に暮らすことができるまちづくり
第4章

新たな活力をおこすまちづくり
第5章

共に考え行動するまちづくり
第6章

資料編
第4編

第6節 下水道

施策が目指す将来の川辺町

- 快適な生活環境を確保するため、生活排水が適切に処理されています。
- 河川等の水質が保全されています。
- 災害に強い下水道施設が整っています。

現状と課題

- 市民の快適な生活環境や河川・水路等における公共水域の水質を保全するため、平成3年に下水道事業を着手し、平成24年度に概ね整備が完了しました。今後は下水道施設ストックの増大に伴い、計画的な改築・更新が必要となっています。
- 本町では地形や人口規模から建設費、維持管理費が割高になることから、一般会計からの財政支援に頼らざるを得ない状況です。そのため、水洗化率の向上を目指し、受益者に下水道接続への啓発を強化することが重要です。
- 維持管理費の将来の見込みや、水洗化率の状況により、健全で安定した下水道事業を運営するため、適正な料金を検討することが必要です。
- 下水道は水道や電気等と共に町民生活を支える重要なライフラインであることから、今後予想される大規模な地震災害に対し危機管理の強化を図ることが求められます。
- 最近では集中豪雨が多く発生し、従来の基準に基づいた施設では対応できない状況もあることから、雨水排水計画の全体計画を見直し、雨水排水対策を強化していくことが求められます。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
水洗化率(%) *下水道計画区域における公共下水道の接続率	77.26% (H25)	81.3%	91.5%

主要施策

(1) 危機管理の強化

① 下水道施設の地震対策

「川辺町下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な幹線について耐震対策を図り最低限の下水道流下機能を確保します。また、減災対策として避難所にマンホールトイレを整備し災害時においても住民の生活レベルを維持します。

② 災害時の対応マニュアルの作成

災害時に起こりうる危機事案への対応マニュアルを作成すると共に、民間事業者との連携を強化します。

③災害時における下水処理対策

木曽川右岸流域下水道事業者（※1）及び近隣市町との連携を一層強化し、災害において下水が円滑に処理できる体制を強化します。

関連施策

（1）下水道の維持管理

①下水道施設の維持管理

「川辺町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、地域の事情に配慮しながら安全・安心な下水道施設の維持管理に努めます。

②農業集落排水施設の適正な管理

鹿塩地区における農業集落排水施設の適正な管理を行い、生活環境の保全に努めます。

（2）下水道経営の強化

①水洗化率の向上

未接続世帯に対しアンケートの実施や郵送による接続依頼を実施して下水道への接続を促進する。また、広報誌やHPを活用したPR、出前講座を実施するなど下水道の啓発活動を実施し水洗化率の向上に努めます。

②下水道事業の健全経営

雨水等の生活排水以外の流入を抑制しつつ、施設の延命化や経費削減を図るように適正な維持管理を行うなど、下水道事業の健全経営に努めます。

③下水道使用料の検討

下水道事業の経営状況について公表し、町民への理解を得ながら、適正な使用料金の検討を行います。

（3）雨水排水対策の強化

①雨水排水対策の強化

ゲリラ的な集中豪雨等による浸水被害を防止するため、認可済みである既存の雨水排水路の能力を検証し、老朽化した管路等の改築及び更新を推進します。

◆関連する計画	<ul style="list-style-type: none"> ●川辺町公共下水道全体計画 ●川辺町下水道総合地震対策計画 ●川辺町下水道事業業務継続計画（下水道BCP） ●川辺町下水道ストックマネジメント計画 ●川辺町下水道事業経営戦略プラン ●農業集落排水事業経営戦略プラン
---------	--

※1：木曽川右岸流域下水道事業者（岐阜県流域浄水事務所）

木曽川及び長良川流域4市6町を対象区域とし、流域住民の生活環境の改善と水質の保全を図るため、岐阜県が各務原市前渡地区の終末処理場で広域的に汚水処理を行っている。

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
重点プログラム	第3編
後期基本計画	第3編
分野別計画	第3編
美しくやすらぎのあるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら	第2章
まちづくり	第3章
快適に暮らすことができ	第4章
新たな活力をおこす	第5章
共に考え行動する	第6章
資料編	第4編

第5章 新たな活力をおこすまちづくり

第1節 農林業振興

第2節 商工業振興・雇用創出

第3節 観光・交流

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合う まちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

第1節 農林業振興

施策が目指す将来の川辺町

- 土地持ち非農家を中心として地域全体が農業者と共に農地や農業用施設を保全管理しています。また、農業用排水路施設や農道等が適正に維持管理されています。
- 多様な農業の担い手が確保され、遊休農地が減少しています。
- 地元産の安全・安心な農作物が消費者に供給されています。
- 山林所有者、林業従事者、森林組合、行政等の協力で、緑豊かな森林が保全されています。
- 森林を適正に管理することで、豊かな森として保全され、災害から町民の生命・財産が守られています。

現状と課題

- 本町の農家は、零細・兼業・自家消費農家が多く、なおかつ農業従事者の高齢化や後継者不足、農業機械の購入等による経費の増大、有害鳥獣等による農作物への被害などの課題を抱えることから、耕作意欲の低下を招き、離農者が増加しています。遊休農地は現状担い手による集積により減少していますが、今後離農者の増加による農地の管理が課題となっています。このため、農業者団体や新たな担い手の育成と農地の集積、農業経営への支援、有害鳥獣対策などが急務となっています。
- 専業農家は、一定規模の農地を活用して農業経営を行っていますが、経営規模の拡大を図るための設備投資資金や労働力の確保、農地の地理的集積が課題となっています。また、農家の負担となっているものに、畔、農道の路肩などの維持管理があります。農家が減少する中、こういった箇所等の維持管理についての支援の検討をする必要があります。
- 持続可能な力強い農業の実現を目指す「川辺町 人・農地プラン」を策定しましたが、地域における話し合いを促し取り組みを展開しやすい環境づくりが課題です。
- 土地改良事業により整備された農業用排水路施設は、老朽化が進行し、排水機能が低下しています。また、農道は舗装面の老朽化のほか、未舗装農道も存在しています。このため、農業用排水路の改修や農道整備を進めると共に、施設の適正な維持管理を行う必要があります。
- 本町の森林面積は 2,860ha（県林政課調べ等、平成 29 年度末）で町総面積の約 70%以上を有しており、森林組合と連携しながら適正な整備や維持管理を行い、保全を図ることが必要です。
- 本町の林業は輸入木材の増加や代替材などによる木材価格の低迷により厳しい経営状況となっており、今後は生産性の向上を図るため林道などの維持管理に努めると共に、間伐材の利用の促進や山林の更新を目的とした主伐の実施も検討する必要があります。
- 近年、担い手不足により林業離れが進む中、倒木の発生などにより山林が荒廃し、土砂や倒木が治山堰堤や砂防堰堤内へ堆積することが見られます。このため、日常的な立木の管理や林道の整備を行うなど山林を保全すると共に、異常豪雨時における下流域への土砂災害を防止することが必要です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
中心的な農業経営体数(件) *人・農地プラン	8	10	10
中心的経営体等が利用集積する農地の割合(%)	約7%	約13%	20%
間伐が行われていない人工林面積(ha)	425	317 (H29)	150

主要施策

(1) 農業・農地にかかる課題検討

① 農業関係団体との対策検討

町農業再生協議会や町農業委員会が中心となり、県再生協議会、県農業委員会、可茂農林事務所などの農業関係機関及び地域の中心的経営体などが一堂に会し、農業を取り巻く諸問題を共有して、効果的な対策を検討できる研究会や講習会を実施します。

② 鳥獣対策の推進

農業者、自治会などと行政が協議し、猟友会などと協力・連携しながら営農の障害となる有害鳥獣の対策を進めます。

(2) 農業生産体制の強化

① 農業経営体の育成・支援

地域における中核的な農業経営体の育成及びその経営安定を図るため、国や県の制度と連携・分担して、農業経営体の活動に必要な農業機械や施設導入及び土地利用型農業の継続、拡大に対する支援策を行います。

② 6次産業化と販売促進

農林水産物の持ち味を生かし、生産者自らが、又は商工業者と連携して行う加工や新たな販売などの取組を進めます。

関連施策

(1) 優良農地の保全と有効活用

① 優良農地の保全

農業振興地域整備計画を見直すことにより、保全すべき優良農地を整理するとともに当該農地を良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図ります。

② 農地の利用集積の推進

農業委員会が中心となって、効率的な農業経営を行うために遊休農地等の利用集積を進めます。

③ 多様な担い手の確保

地域ぐるみによる農地の保全、農福連携への取り組み、移住者や定年退職者等の就農、民間事業者による農業への取り組み等、多様な担い手の確保による農地の保全を図ります。

(2) 農業生産の振興

① 営農指導の強化

集落営農の組織化に向けて、可茂農林事務所、農業協同組合などが連携し、営農指導の強化を図ります。

② 農業者と消費者をつなぐ販売・流通体制の充実

食育・食農の推進により、消費者の農業に対する意識を高揚させると共に、生産者が消費者と直接結びつくような販路の多様化や拡大、販売施設・流通体制の整備充実に検討します。

③ 農産物のブランド化推進

減農薬・減化学肥料によるクリーンな農業を推進し、消費者ニーズに合った安全・安心な農産物を供給します。また、他産業との連携も深めながら付加価値の高い農産物の生産や開発を支援し、農産物のブランド化を推進します。

(3) 農業用施設の改修及び維持管理

① 農業用施設の改修等

優良農地の保全を図るために、かんがい排水等の補助事業を活用し、農業用排水路等を改修します。また、農作業の効率性を高めるために、県単農道舗装事業等の補助事業を活用し、農道の整備を実施します。

② 農業用施設の維持管理

土地改良区や地元管理組織と連携を密にしながら、農業用施設の適正な維持管理に努めます。

(4) 森林の保全と活用

① 森林整備

森林の保全を図るため、森林環境譲与税（国）・森林環境税（県）などを活用し、森林所有者、可茂森林組合等林業従事者、行政との連携により、下刈り、枝打ち、除・間伐などを促進し、適切な森林整備を図ります。また、住民協働で登山道の整備などを進めます。

② 里山整備

里山の保全を図るため、住民や関係団体等との連携により、バッファゾーンの整備を推進し、美しい農村景観の保全と獣害の軽減を図ります。

③ 林道の新設及び維持管理

森林の保全や森林資源の有効利用を図るため、林道などの新設及び維持管理に努めます。

④ 森林の持つ機能や役割のPR

森林が有する多面的機能や役割などを広く町民へPRすると共に、森林所有者の森林保全意識の醸成に努めます。

⑤ 木材利用の推進

間伐材など地域材を利用することが森林整備につながることを啓発すると共に、木材製品の活用を促進します。また、事業所などにおいて間伐材の利用が促進されるよう情報提供を行います。

◆ 関連する計画

- 川辺町地区人農地プラン（地域農業マスタープラン）
- 川辺農業振興地域整備計画
- 川辺町森林整備計画

第2節 商工業振興・雇用創出

施策が目指す将来の川辺町

- 新たな企業進出が進むとともに既存産業の経営が安定し、活発な生産や新たな雇用が創出されています。
- 身近に食品や生活雑貨等を購入できる商業施設があり、町内で買い物が行われています。
- 商店の創意工夫が図られ、個性のある元気な商業活動が行われています。
- 勤労者の身分が保証され、町民誰もが安心して働いています。

現状と課題

- 本町の多くの事業者は零細な上、近年の事業所の撤退等により従業者数等は減少の傾向にあります。このため、新たな雇用の創出や町内事業所の受発注機会の拡大など、地域経済に大きな波及効果がある産業を振興させることが、本町発展のためにも必要です。
- 地球環境への対応、技術革新、規制緩和など、事業所を取り巻く環境には大きな変化が見られることから、事業所がこうした環境の変化に対応できるような経営基盤の強化と支援が必要です。
- 東海環状自動車道や国道41号美濃加茂バイパスの利便性を生かし、魅力ある事業所を誘致し、誰もが働き続けられる労働環境づくりが求められます。
- 既存の商店は、後継者不足や消費者動向の変化により、廃業等が進んでいることから、継業や、空店舗活用、創業者支援を推進していくことが求められます。
- 近郊に大型店舗等が数多く立地したことで消費者が流出し、町内商店の集客が減少していますが、高齢者にとっては身近な買い物の場が必要であり、このニーズに対応できるサービス等の提供を継続することが求められます。
- 非正規雇用など、不安定な雇用形態が社会問題になっています。一方では労働者不足も問題化しており、企業が安定した雇用数を確保するのが困難となっています。
- 本町では若年層の人口減少や若年労働力の流出が見られます。そのため若者にも魅力ある雇用の創出が求められますが、若者の希望する職種は多種多様なため、小規模自治体内で完結することは困難です。
- 障がいのある人や高齢者などが、他の人々と同じように生活し活動することが社会のあるべき姿であることから、障がい者や高齢者の雇用の創出が求められています。
- 女性の社会進出を一層促すため、女性が安心して就業できる環境づくりが求められています。

策定の背景
第1編

基本構想
第2編

後期基本計画
重点プログラム
第3編

後期基本計画
分野別計画
第3編

美しくやすらぎの
あるまちづくり
第1章

誰もが安心して暮ら
せるまちづくり
第2章

みんなで学び合う
まちづくり
第3章

快適に暮らすことが
できるまちづくり
第4章

新たな活力をおこす
まちづくり
第5章

共に考え行動する
まちづくり
第6章

資料編
第4編

目 標 値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
製造品出荷額等(百万円)	31,385 (H24)	38,615 (H29)	41,000
年間商品販売額(百万円)	7,489 (H24)	8,475 (H26)	9,000
在住(夜間)就業者数(人) *国勢調査	5,291 (H22)	5,163 (H27)	5,100
町内の産業の振興・雇用の場の確保についての満足度 *住民意識調査(%)	18.6%	29.0%	30.0%
新規創業件数 (町補助金活用件数)	—	1	3

主要施策

(1) 産業立地の促進

①産業立地の支援強化

事業所のニーズを把握し、町企業立地促進条例の見直しを検討し、多様な事業所が立地しやすい環境を目指します。

②空き地・空き工場バンクの制度化

産業に活用可能な空き地・空き工場の情報等を取りまとめたバンクを整備することにより、新規参入事業所や既存事業所の拡張等に迅速に対応することができる体制づくりを目指します。

(2) 商業・サービス業の振興

①商店の確保と振興

日用品などを購入できる町内の大型商店や小規模商店などが継続できるよう支援します。また、高齢者等の日常的な買い物支援の方策を検討し、商店の活性化を図ります。

②新たな商業・サービス業の創出

交通アクセスの利便性や飛騨川ダム湖・里山などの環境や資源を活かした新たな商業・サービス業の創出を支援し、商業の活性化を図ります。

(3) 雇用機会の安定確保

①雇用の場の確保

事業所の誘致や既存産業の育成・支援、新規創業等を促進し雇用の場の確保に努めます。

②雇用機会の創出

事業所や関係機関と連携して、高齢者や障がい者の知識や能力を生かすための事業のしくみや移住定住者の就業支援制度を構築して雇用機会の創出を図ります。

関連施策

(1) 商工業の経営基盤の強化

① 商工業の経営・育成への支援

事業所の経営の安定化や事業所の育成を図るため、商工会などの関係機関と連携して、経営相談や経営指導、融資制度の情報提供などの充実に努めます。

(2) 産業立地における情報収集の強化

① 地元事業所からの情報収集及び活用

町内事業所へ訪問活動を行うなどにより、各業界の現状や今後の動向などの情報収集を行い、業界ニーズを積極的に把握することで事業所の進出相談などに活用します。

(3) 商店の活性化

① 商業活動への支援

消費者の町内での購買意欲を喚起させ、消費活動をより活性化するため、商工会と連携すると共に、新規創業者や事業拡大に取り組む積極的な事業者を支援して商業活性化を充実します。

② 魅力・賑わいのあるまちづくり

町内商業の一層の活性化を図るため、各商店や事業者、商工会などの関係機関と共に、独創的な商品やサービスを提供できる創業者、事業者を募集、支援できる仕組みを構築し魅力あるまちづくりを目指します。

(4) 労働環境の推進

① 各種制度の周知徹底

女性や障がい者などが安心して働ける環境づくりを推進するため、育児・介護休業制度や有給休暇制度などの普及や労働保険の加入促進など、事業所に対して就労環境の整備を促します。

② 勤労者福祉の推進

勤労者生活資金融資制度について、町広報誌やホームページ等を通じて広く情報を提供し、利用の促進を図ります。

③ 働き方改革の推進

国が進める働き方改革（時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、非正規社員の処遇改善）を事業所へ周知徹底し、労働環境の改善を推進します。

策定の背景	第1編
基本構想	第2編
後期基本計画 重点プログラム	第3編
後期基本計画 分野別計画	第3編
美しくやすらぎの あるまちづくり	第1章
誰もが安心して暮ら せるまちづくり	第2章
みんなで学び合っ たまちづくり	第3章
快適に暮らすことが できるまちづくり	第4章
新たな活力をおこす まちづくり	第5章
共に考え行動する まちづくり	第6章
資料編	第4編

第3節 観光・交流

施策が目指す将来の川辺町

- 町内の豊かな自然や伝統行事、名所、旧跡、文化財などに多くの方が訪れています。町内の観光資源が有機的に結びついており、観光客の町での滞在時間が長くなっています。
- 川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、かわべ清流レガッタなどのイベントの開催を通じ、町内外の人々による交流が盛んに行われています。
- ダム湖周辺に整備された遊歩道や公園が町民のコミュニティ形成や交流の場となっています。

現状と課題

- 本町には、緑豊かな自然をはじめ、山楠などの公園、各種の名所、旧跡、文化財などがありますが、観光資源としての知名度は低く、有効に活用していくためにはPRを強化すると共に、それぞれの観光資源を有機的に結びつけ、町での滞在時間を長くできるようにすることが必要です。
- 飛騨木曾川国定公園に指定されている川辺ダム湖一帯では、ボート大会、花火大会などのイベントが開催され、川辺町の観光や交流のシンボリックな場所となっており、今後も各種イベントを通じ、より一層の交流を図ることが重要です。

目標値

基本成果指標	現状値		目標値
	2014年 (平成26年度)	2018年 (平成30年度)	2024年 (令和6年度)
主要なイベントの来客数(人) *かわべ清流レガッタ、川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、マリンスポーツフェスティバル	63,200	58,600 (H27~H30 平均値)	67,100 (R1~R6 平均値)
フェイスブックのフォロー数 (件)	100	771	950
観光や交流の推進についての満足度(%) *住民意識調査	33.1%	31.2%	38.0%

主要施策

(1) 観光資源の活用

① 新たな観光資源の発掘

川辺町の豊かな自然や歴史文化などを再認識しながら、新たな観光資源を発掘します。

また、これらの資源を広くPRすると共に、各種団体と連携して観光事業の推進、各観光

資源の結びつきの構築を図ります。

(2) 地域間交流の推進

①レガッタを活用する地域間交流の推進

かわべ清流レガッタをより魅力ある大会とし、他府県からの参加を促し、川辺町オリジナルのスポーツイベントとして開催します。また、イベントを通じてナショナルチーム等のボート競技練習場として川辺漕艇場が活用されるように、国内外へのPRを図ります。

関連施策

(1) 観光振興対策の推進

①自然散策観光の推進

緑豊かな自然を生かした納古山登山道や中部北陸自然歩道などのコースを利用し、自然や癒しを求める観光ニーズに対応できる散策路や案内板等の整備を行うと共に、おもてなしマップ、登山マップを一体的に作成、活用することにより、観光資源を一体的にPRし、町での滞在時間を増やしてもらえよう努めます。

②各種イベントの継続とPRの強化

川辺おどり・花火大会、ふれ愛まつり、マリンスポーツフェスティバルなどのイベントを今後も継続すると共に、多くの集客を図るため、若者の利用率が高いSNS等、各種媒体を活用しその魅力のPR強化に努めます。

③川辺の特産品の開発と販売促進

各種団体が協力しながら、各種イベントへの参加や、新たな特産品の開発を行うことで、特産品のPR強化や、販路拡大が出来るように促します。

(2) 地域間交流の促進

①文化やスポーツを通じた交流活動の推進

町内でイベントを開催することや、他市町村で行われるイベントへの参加を通じて、文化やスポーツを通じた交流活動を展開し、観光・交流の活性化を図ります。

策定の背景
第1編

基本構想
第2編

後期基本計画
重点プログラム
第3編

後期基本計画
分野別計画
第3編

美しくやすらぎのあるまちづくり
第1章

誰もが安心して暮らせるまちづくり
第2章

みんなで学び合うまちづくり
第3章

快適に暮らすことが出来るまちづくり
第4章

新たな活力をおこすまちづくり
第5章

共に考え行動するまちづくり
第6章

資料編
第4編

